別表第４－２（第１１条関係）

進級に必要な最低修得科目・単位数（共同獣医学科）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 進級する学年 | 第２年次 | 第３年次 | 第４年次 | 第５年次 | 第６年次 |
| 認定時期 | 第１学年後学期終了時 | 第２学年後学期終了時 | 第３学年後学期終了時 | 第４学年後学期終了時 | 第５学年後学期終了時 |
| 一般教養科目（単位数） | 大学教育導入科目群 |  | 6単位 |  |  |  |
| 人文・社会科学科目群 | 25単位 |
| 自然科学科目群 |
| 複合領域科目群 |
| 外国語科目群 |
| 一般教養科目合計 | 31単位 |
| 専門教育科目（単位数） | 斉一教育科目群【　】は実習科目数を内数で示す。 | 4単位【9.5単位（0.5単位）】 | 36.5単位【42単位（１1単位）】 | 70.5単位【76単位（17単位）】 | 109.5単位【115単位（23.5単位）】 | １15.5単位【121単位（29.5単位）】 |
| 専修教育科目群 | 必修科目 |  |  |  |  |  |
| 選択科目 |  |  |  |  |  |
| 専門教育科目合計 | 4単位 | 36.5単位 | 70.5単位 | 109.5単位 | １15.5単位 |

１　学生は在籍学年において，当該学年に配当があるすべての必修科目を履修するものとし，履修登録をしなかった科目がある場合は，進級は認めないものとする。

２．本表に基づき進級が認められた者のうち、前年度（第ｎ年次）に修得できなかった斉一教育科目群の科目がある場合、進級学年（第ｎ＋１年次）で合格に至らなければ、在籍学年（第ｎ＋１年次）の終了時に進級に必要な基準を満たしても進級は認めないものとする。

３．本表にかかわらず、在籍学年に配当された斉一教育科目群の実習科目及び演習科目のうち、不可又は再試験となった単位数が２単位を超える場合、若しくは１科目でも未履修となった場合は、進級を認めないものとする。